

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算取得促進事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算取得促進事業の内容及び当該業務に係る公募型プロポーザルの参加要件、手続き、審査等について、以下のとおり定める。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算取得促進事業

(2) 業務の目的

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等処遇改善加算が一本化され、仕組みが変更されたことから、県内の障害福祉サービス事業者等に対し、新加算の理解促進や加算取得のための助言を行い、職員の処遇改善が広く行われるよう支援を行う。

(3) 内容

①福祉・介護職員等処遇改善加算に関する説明会の開催

②障害福祉サービス等事業者に対する個別相談会の開催

障害福祉サービス事業者に対し、専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）が相談会を開催し、福祉・介護職員等処遇改善加算取得のために必要な助言等を行う。（詳細は、別添「令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算取得促進事業業務委託基本仕様書」のとおり）

(4) 提案上限額

①金額

1,490,000円（消費税及び地方消費税を含む）

②内容

説明会に関する経費

個別相談会に関する経費

周知用チラシデータ作成費 等

2 応募に関する事項

(1) 応募資格

次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

②山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。

③雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない場合を除く。）。

④山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑤会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

⑥以下のいずれにも該当しないこと。

ア 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有するものを

含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- ①提案書の提出方法、提出期限等がこの要領に適合しない場合
- ②提案書に記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
- ③提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- ④提案の見積額が提案上限額を上回る場合
- ⑤その他、選定委員会において不適切と認められた場合

3 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類等

- ①令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算取得促進事業業務委託公募型プロポーザル参加申込書（別紙1）
- ②法人等概要（別紙2）
- ③業務実績等記載調書（別紙3）
- ④事業の実施体制に関する計画等（別紙4）
- ⑤企画提案書（別紙5）
- ⑥誓約書（別紙6）
- ⑦経費見積書（別紙7）
- ⑧守秘義務、個人情報保護の方針及び周知方法が分かるもの

(2) 受付期間

令和6年6月28日（金）～ 令和6年7月19日（金）

(3) 提出方法

「6 提出・問合せ先」まで、持参又は郵送により提出（A4判で4部）すること

- ①持参の場合：月曜日～金曜日の8:30～17:15
(事前に電話連絡の上、提出書類一式を持参すること。)
- ②郵送の場合：令和6年7月19日（金）必着

4 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

山形県健康福祉部障がい福祉課が設置する選定審査会において、申請のあった企画

提案について、別紙評価基準に基づき審査を行い、最も優れた事業者（以下「受託候補者」という。）を選定する。

(2) 提案者が1者のみ又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者が無い場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

(3) 契約方法

受託候補者との随意契約とし、業務内容を調整のうえ、見積を依頼する。

なお、受託候補者が「2 応募に関する事項」の(2)に該当することが後日判明した場合には、契約を締結しないことがある。この場合、次点者と契約の交渉を行うものとする。

(4) 結果の通知

令和6年7月下旬を目途に、提案者全員にその結果を通知する。

5 その他

(1) 提出された申請書等は、委託先の選定にのみ使用する。

(2) 申請に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された申請書等は返却しない。

(4) 提出された申請書等は、審査に必要な範囲で複製する。

(5) 本事業については、県の都合により内容を変更・中止する場合がある。

6 提出・問合せ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部障がい福祉課事業指導・医療的ケア児支援担当

電話 023-630-2317 (直通)

FAX 023-630-2111

電子メール yshogai#pref.yamagata.jp

※「#」の部分を「@」に変えて送信してください。